

## 関税定率法等の一部を改正する法律

(平成一七年三月三十一日法律第二二号)

### 一、提案理由(平成一七年三月一日・衆議院財務金融委員会)

○谷垣国務大臣 　ただいま議題となりました関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府においては、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の措置を講ずるほか、税関における水際取り締まりの強化及び通関手続の迅速化等を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、暫定税率の適用期限の延長等であります。

平成十七年三月三十一日に適用期限が到来する暫定税率の適用期限の延長等を行うこととしております。

第二は、知的財産権侵害物品等の水際取り締まりの強化であります。

特許権等を侵害するおそれのある貨物の認定手続において、権利者からの申請に応じ、当該貨物の見本を分解して検査することを承認する制度の導入等を行うこととしております。

第三は、テロ対策等に係る水際取り締まりの強化及び通関手続の迅速化等であります。

爆発物等の輸入禁制品への追加、法令を遵守する体制を整えている輸出者に対する輸出通関手続の迅速化のための制度の導入及び関税についての重加算税の導入等を行うこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

### 二、衆議院財務金融委員長報告(平成一七年三月一七日)

○金田英行君 　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の措置を講ずるほか、税関における水際取り締まりの強化及び通関手続の迅速化等を図ることとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、平成十七年三月三十一日に適用期限が到来する暫定税率の適用期限の延長等を行うこととしております。

第二に、知的財産権侵害物品等の水際取り締まりの強化として、特許権等を侵害するおそれのある貨物の認定手続において、権利者からの申請に応じ、当該貨物の見本を分解して検査することを承認する制度の導入等を行うこととしております。

第三に、テロ対策等に係る水際取り締まりの強化及び通関手続の迅速化等として、爆発物等の輸入禁制品への追加、法令を遵守する体制を整えている輸出者に対する輸出通

関手続の迅速化のための制度の導入及び関税についての重加算税の導入等を行うこととしております。

本案は、去る三月九日当委員会に付託され、十一日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。十五日には原口一博君外三名から民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されました。同日本案及び修正案について質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、順次採決いたしましたところ、修正案は否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

#### ○附帯決議（平成一七年三月一五日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、国民経済的観点に立って国民生活の安定に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、適正・公平な課税の確保により一層努めること。

- 一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況下で、税関における事務の一層の情報化・機械化を図るとともに、従来にも増した執行体制の整備に特段の努力を行うこと。

- 一 最近における国際化の著しい進展、相互依存等による貿易量、出入国者数の伸長等に伴う業務量の増大、銃砲、覚せい剤をはじめとする不正薬物、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの国際的・社会的重要性、F T A（自由貿易協定）の進展による貿易形態の一層の複雑化の様相にかんがみ、高度の専門知識を要する税関業務の特殊性を考慮し、職務に従事する税関職員の定員の確保はもとより、その処遇改善並びに機構・職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性をめざした人材の育成等に特段の努力を行うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行や、知的財産権侵害物品、偽造通貨・偽造カード等不正商品の水際取締り、更には、通関手続きの適正化・迅速化を一層図っていく観点での所要の措置の実行に当たっては、その重要性を十分配慮した業務処理体制の実現に努めること。

#### 三、参議院財政金融委員長報告（平成一七年三月三〇日）

○浅尾慶一郎君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案は、内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等の改正を行うとともに、税関における水際取締りの強化、通関手続の迅速化等について所要の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、以上の両法律案を一括して議題とし、知的財産権侵害物品の水際取締りの方策、米国産牛肉の安全対策と検査の在り方、国際開発協会への出資シェアの低下が我が国の発言力に与える影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

両法律案につきまして、質疑を終了し、順次採決の結果、関税込率法等改正案は多数をもって、国際開発協会加盟措置法改正案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税込率法等改正案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一七年三月二九日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

一 最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請の高まりに加え、F T A（自由貿易協定）の進展による貿易形態の一層の複雑化の様相にかんがみ、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行や、知的財産権侵害物品、偽造通貨・偽造カード等不正商品の水際取締り、更には、通関手続の適正化・迅速化を一層図っていく観点での所要の措置の実行に当たっては、その重要性に十分配慮した業務処理体制の実現に努めること。

右決議する。